

さいたま市中央区選挙管理委員会告示第60号

令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和8年2月8日

さいたま市中央区選挙管理委員会委員長 霜田 雅弘

- 1 場所 さいたま市中央区役所内
- 2 日時 令和8年2月5日（木） 午後5時30分

告示期間の期限 令和 8 年 2 月 8 日